第22回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2025年４月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

場所

川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル２階
※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使期限

2025年４月24日（木曜日）
午後５時30分まで

決議事項

第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 取締役５名選任の件
第３号議案 監査役３名選任の件

アップコン株式会社
証券コード：5075

証券コード 5075
2025年４月10日
（電子提供措置の開始日　2025年４月３日）

株　主　各　位

川崎市高津区坂戸三丁目２番１号
ＫＳＰ東棟６１１
アップコン株式会社
代表取締役社長　　松藤展和

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第22回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　メニューより「IR情報」、「IRライブラリ」、「株主総会関連資料」を選択いただき、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
　当社ウェブサイト（トップページ）　https://www.upcon.co.jp/

　電子提供措置事項は、上記のほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の名証ウェブサイト（上場銘柄情報サイト 上場会社検索ページ）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
　名証ウェブサイト（上場銘柄情報サイト 上場会社検索ページ）
　https://www.nse.or.jp/listing/search/

　なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2025年４月24日（木曜日）午後５時30分までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。　敬具

記

1. **日　時**　2025年４月25日（金曜日）午前10時00分
2. **場　所**　川崎市川崎区駅前本町11-２川崎フロンティアビル２階
3. **会議の目的事項**
   報告事項　第22期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
   決議事項
   第１号議案　剰余金の処分の件
   第２号議案　取締役５名選任の件
   第３号議案　監査役３名選任の件

　議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

～～～

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績に基づいた株主還元を考慮する一方、盤石な企業体質づくりに寄与する研究開発や競争力強化への体制整備等、安定成長に向けた資金使途をも勘案しております。当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、普通配当に特別配当を加えて以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類
　金銭
②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式1株につき金25円00銭
　（普通配当10円00銭、特別配当15円00銭、総額35,107,825円）
③剰余金の配当が効力を生じる日
　2025年４月28日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当		所有する当社株式数
1	 まつどうのぶかず 松　藤　展　和 1958年５月11日	1989年１月 1998年２月 2001年７月 2003年６月	トラビス・パートナーズ建築設計事務所（オーストラリア法人）入社 日本担当部長 アーキプロ建築設計事務所（オーストラリア法人）設立 代表取締役 メインマーク・ジャパン株式会社（現メインマーク株式会社）設立 代表取締役 当社設立（2004年２月有限会社から株式会社に組織変更）　代表取締役社長（現任）	772,900株
2	 かわぐちこうじ 川　口　宏　二 1972年２月２日	1995年４月 2004年11月 2011年２月 2014年２月 2014年８月 2017年８月 2018年５月 2020年２月	利根地下技術株式会社入社 当社入社 当社技術部副部長 当社技術部部長 当社技術部部長兼管理部部長 当社技術部部長 当社取締役（現任） 当社営業本部本部長（現任）	11,000株
3	 わだしんいち 和　田　進　一 1974年１月24日	1992年４月 1998年４月 2006年４月 2009年４月 2012年４月 2016年４月 2018年６月 2019年５月 2020年２月	株式会社三越入社 銀座店 株式会社三越情報サービス（出向） 株式会社三越 本社経理部 株式会社三越伊勢丹ホールディングス管理本部経理部（出向） 株式会社三越不動産　経営推進部（出向） ゴールドシティ株式会社入社 管理部 当社入社 経理部部長 当社取締役（現任） 当社管理本部本部長（現任）	1,000株

候補者番号	氏　名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当		所有する当社株式数
4	 桑田（くわた）　豪（ごう） （社外取締役） 1970年４月29日	1997年 ４ 月 2002年 ７ 月 2003年 ４ 月 2006年 １ 月 2006年 ４ 月 2008年 ９ 月 2010年 ４ 月 2014年 ４ 月	株式会社妹島和世建築設計事務所入社 一級建築士事務所桑田豪建築設計事務所設立（現任） 京都造形芸術大学非常勤講師 当社取締役（現任） 明治大学非常勤講師 日本大学非常勤講師 熊本県立大学准教授 武蔵野美術大学非常勤講師	12,000株
5	 大内（おおうち）　祐（ゆう） （社外取締役） 1974年5月2日	1997年10月 2001年 ５ 月 2018年10月 2019年11月 2023年 ４ 月	太田昭和監査法人 （現 ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 大内公認会計士事務所設立（現任） 税理士登録 当社取締役（現任）	―

（注１）取締役候補者松藤展和氏は、当社の経営を支配しているものであります。
（注２）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
（注３）桑田豪氏及び大内祐氏は、社外取締役候補者であります。
（注４）桑田豪氏は、略歴に記載のとおり、一級建築士としての建築に関する専門的な知識、経験を有しております。その知識と経験に基づく経営の監督とチェック機能を発揮することにより、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって19年３ヵ月となります。
（注５）大内祐氏は、略歴に記載のとおり、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、経験を有しております。その知識と経験に基づく経営の監督とチェック機能を発揮することにより、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
（注６）桑田豪氏及び大内祐氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。両氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
（注７）当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、候補者桑田豪氏及び大内祐氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
（注８）当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、職務を行うについて悪意又は重過失がないことを要件としております。なお、記載の取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位		所有する当社株式数
1	 飯塚朋子（いいづかともこ） （社外監査役） 1967年８月12日	1992年２月 1998年１月 1998年８月 2002年１月 2006年１月	西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所 天川司法書士事務所入所 笠原国際法律事務所入所 司法書士飯塚事務所開設 当社監査役（現任）	16,000株
2	 江間哲郎（えまてつろう） （社外監査役） 1959年４月20日	1985年10月 1989年10月 1992年10月 2004年２月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 藤和不動産株式会社入社 森田公認会計士事務所（現森田会計事務所）入所（現任） 当社監査役（現任）	12,000株
3	 俣野和仁（またのかずひと） （社外監査役） 1984年５月２日	2013年２月 2017年７月 2017年８月 2018年４月 2018年９月 2018年12月 2021年４月 2024年１月	有限責任あずさ監査法人入所 当社監査役（現任） 俣野公認会計士事務所設立 代表（現任） Blue Works株式会社設立 代表取締役 Blue Works Accounting株式会社 代表取締役（現任） 税理士法人Blue Works Tax 代表社員（現任） 南富士有限責任監査法人 代表社員（現任） Blue Works Group株式会社　代表取締役（現任）	―

（注１）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
（注２）飯塚朋子氏、江間哲郎氏及び俣野和仁氏は社外監査役候補者であります。
（注３）飯塚朋子氏は、司法書士としての法的な専門知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって19年3ヶ月となります。
（注４）江間哲郎氏は、会計事務所勤務による会計の専門知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって21年2ヶ月となります。
（注５）俣野和仁氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって7年9ヶ月となります。
（注６）常勤監査役飯塚朋子氏、監査役江間哲郎氏及び監査役俣野和仁氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。各氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
（注７）当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、候補者飯塚朋子氏、江間哲郎氏及び俣野和仁氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
（注８）当社は、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、職務を行うについて悪意又は重過失がないことを要件としております。なお、記載の監査役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

事　業　報　告

2024年２月１日から
2025年１月31日まで

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当事業年度（2024年２月１日～2025年１月31日）における我が国経済は、景気の一時的な停滞感から内需主導で緩やかな回復傾向を維持し、長期に渡るマイナス金利が終わりを迎え日経平均株価は史上最高値を更新しました。また地価や賃金に関してもバブル期以来の伸び率を記録し、デフレからの脱却の実現に期待感が膨らんでおります。一方で、世界経済ではトランプ米国大統領による各国への関税政策の行方に懸念が高まり、各分野とも今後の動向に注視する必要があります。

建設業界では、民間事業による住宅関連の需要が停滞しましたが、大手企業による設備投資の拡大が下支えとなりました。一方で、公共事業では国内インフラ事業として政府が掲げた国土強靭化政策により拡大傾向が今後も続くと予想されます。円安による資材等の価格高騰が一段落したものの、建設業就業者の高齢化が進み中長期的な人材確保の必要性や、法改正による労働時間の制限及び有給休暇取得の確保など、労働環境改善による社内業務の効率化やDX化を急務とした経営環境は今後も続くと予想されております。

このような状況のもと、当社におきましては前期からの期ずれによる案件や大型案件の受注を複数獲得しました。営業活動においては、展示会への出展数を増加、調査無料キャンペーンでの好評により期間延長などを行いつつ、IR活動では大阪や名古屋での個人株主様への企業説明会及びウレタンを使用したデモンストレーションなどを行いアップコン工法の知名度・認知度向上に尽力してまいりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,194,781千円(前年同期比40.2％増)、営業利益331,888千円(前年同期比269.3％増)、経常利益337,649千円(前年同期比258.7％増)、当期純利益244,521千円(前年同期比261.8％増)となり会社設立以来の売上高及び各段階利益ともに過去最高益を達成することができました。

なお、当社は沈下修正事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

②設備投資

該当事項はありません。

③資金調達

該当事項はありません。

④重要な組織再編成等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第19期	第20期	第21期	第22期 (当事業年度)
決算年月	2022年１月	2023年１月	2024年１月	2025年１月
売上高 (千円)	673,439	917,223	852,483	1,194,781
経常利益 (千円)	53,431	178,139	94,139	337,649
当期純利益 (千円)	37,551	116,228	67,590	244,521
１株当たり当期純利益 (円)	28.90	88.76	48.18	174.12
純資産額 (千円)	1,003,407	1,230,899	1,289,212	1,539,065
総資産額 (千円)	1,047,159	1,392,856	1,334,486	1,792,760
自己資本比率 (%)	95.8	88.4	96.6	85.8

(注１) 第20期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日) 等を適用しており、第20期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しております。
(注２) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題
①人材の確保及び育成
新しい技術及び新しい工法を継続的に研究開発していくためには、優秀な人材の継続的確保が重要であると考えております。また、特殊ウレタンを使用した工法という点で、材料メーカーとの緊密な連携と有益な情報交換が重要であり、技術、開発及び営業メンバーにおいても、専門知識を備えた人材の育成が不可欠であると考えております。
②収益基盤の拡充及び強化
当社は、沈下修正分野以外の新規分野開拓により、将来にわたって収益基盤を強化していくことが課題の一つと考えております。そのために、中長期的な視点で研究開発を進め早期の事業化と新しいマーケットの創出を行ってまいります。
③コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化
当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると考えております。経営の効率化や内部統制システムの整備、また各取締役を管掌役とした組織構築を行います。

④ブランディングの強化及び知名度の向上

当社の今後の成長のためには、当社の社名でもある「アップコン工法」のブランド力や知名度をアップさせることが重要であると考えております。知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規諸外国への進出を行うことが販路拡大につながるため、費用対効果を見極め十分な市場調査を行った上、PR活動及びIR活動に取り組んでまいります。

⑤海外展開

新規顧客開拓のため、現地視察・調査や情報収集を積極的に実施しています。ベトナムのLac viet社には、当社の社員がアップコン工法の施工指導を直接行っております。今後はマーケティング活動の強化を実施し、さらなる展開を推進してまいります。

⑥リスクマネジメントの強化

感染症ウイルスや自然災害などの予期せぬ大規模災害などにより、営業体制や施工機材に支障がないよう対応するべく社内インフラの定期的な見直しを行ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、「健康第一」「安全第一」「家庭第一」という基本理念のもと、スピードと環境を重視した経営を行い、社会貢献度の高い研究開発型企業となることを経営方針としています。工場・倉庫・店舗(商業施設)や、一般の住宅などの建物において、地震や地盤の不同沈下(注１)を原因として生じたコンクリート床の沈下・傾き・段差・空隙・空洞を完全ノンフロン(注２)のウレタン樹脂及び小型機械を用いた独自の「アップコン工法」によって修正する施工を主力事業として展開しております。

従来、コンクリート床の沈下修正時には、既設のコンクリートを取り壊し、新たなコンクリート床を打設するコンクリート打替え工法などが用いられてきましたが、アップコン工法では、既設のコンクリート床を破壊するなどの大規模な解体工事が不要であり、また機械や荷物の撤去・移動・引越し作業も必要としないことから、操業や営業を止めることなく短期間でコンクリート床の傾きを修正することを可能としております。

その他、アップコン工法を応用した技術を用いて、主に公共工事として道路・港湾・空港に生じた段差の修正や空隙・空洞充填なども行っております。

また、当社では新たな事業展開推進のため、複数のプロジェクトを進行させ、発泡ウレタン樹脂を用いた新工法・新規応用分野の研究開発を継続しており、2015年には産官学連携で共同開発した新工法を用いた施工(農業用に用いられている水路トンネルの維持・補修に係る施工)の事業化に成功しております。

軟弱地盤の多い我が国において、ウレタン樹脂を使用した沈下修正工事を行うことで、大量生産、大量消費を特徴としてきたこれまでの「フロー型社会」から、工場・倉庫・店舗(商業施設)、住宅などの建物構造物や、道路・港湾・空港などの社会インフラを長寿命化させることによって、持続可能で豊かな社会を実現する「ストック型社会」の形成に貢献しています。

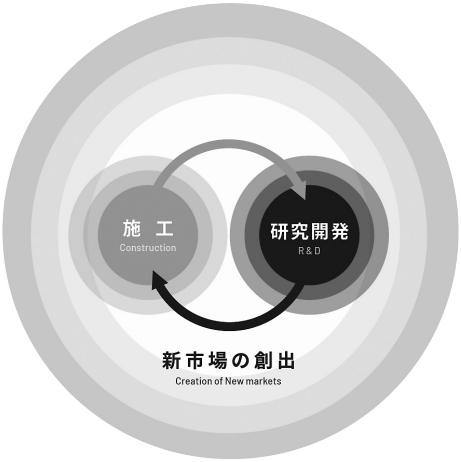
当社は、硬質発泡ウレタン樹脂（注3）の用途開発に取り組むことで、自ら市場を創りながら事業を拡大していきます。

(注１) 構造物に生ずる沈下量のうち、対象とする領域の最大沈下量と最小沈下量との差。

(注２) 日本工業規格(JIS)Ａ9526：2015において、オゾン破壊係数(ODP)が０、かつ、地球温暖化係数(GWP)が50未満である発泡剤ハイドロフルオロオレフィン(HFO)を使用した処方技術では、ハイドロフルオロオレフィン(HFO)はフロン類には該当しないと明記。

(注３) Ａ液(ポリオール)とＢ液(ポリイソシアネート)の２液により、短時間で液体→クリーム状態→ゲル状態→固体と化学反応により状態を変えながら形成される樹脂。

アップコンのビジネスモデル



当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はいたしませんが、以下に施工対象別に「民間事業」と「公共事業」の二つの区分に分けて事業内容を記載いたします。

(イ)民間事業

企業の生産・販売活動の拠点である工場・倉庫・店舗(商業施設)のほか、一般の住宅など、地震や地盤沈下で傾いたコンクリート床を修正いたします。

ａ．工場・倉庫・店舗(商業施設)

工場床下に空隙・空洞が発生、装置が振動し不良品率が増加、倉庫の床が傾き荷物が積み上げられない、段差でフォークリフトの走行が困難、といったこれらの原因である傾いたコンクリート床を、業務・操業を止めずに床の沈下修正を行います。

ｂ．住宅等

地震や地盤沈下によって発生した住宅の傾きを、基礎下にウレタン樹脂を注入し基礎から傾きを修正するものです。住人は住宅に居住したまま、引越しや荷物の移動も必要ありません。

ｃ．その他

施工に先立っての調査や、マンションのエントランス及び事務所等の建物構造物の沈下修正工事が含まれます。

(ロ)公共事業

我が国の農業用水路、道路、港湾、空港等の老朽化した社会インフラの機能回復に資するために各研究開発プロジェクト(既存工法の応用技術を含む)により開発された技術を新規事業として公共工事に展開したものです。

a．農業用水路・導水路トンネルウレタン空洞充填工事

小規模断面トンネルに特化して研究開発され、老朽化などによって発生したトンネル覆工背面の空洞にウレタン樹脂を充填させることで農業用水路トンネルなどの機能を回復し突発的な崩壊を防止する、小規模断面トンネルの維持・補修を行う工事です。

b．道路・橋梁部踏み掛け版等の空洞・空隙充填工事

高速道路・国道他で多用されているコンクリート舗装版に生じた様々な変状（沈下/段差・バタつき・空洞/空隙）を専用に開発した高強度ウレタン樹脂を使用して、開削せずに短工期で修正します。短工期であるため、交通規制の早期開放を実現する工法です。また、変状を修正するだけでなく表層路盤のゆるみも解消できる工事です。

c．港湾

地震や地盤沈下によって生じた港湾の岸壁部の路盤の段差やコンテナターミナル内のRTG（タイヤ式門型クレーン）走行路盤に生じた沈下を夜間工事のみなど短工期で修正できる工事です。

d．その他

地震や地盤沈下によって生じた空港エプロンの段差・沈下、防衛施設及び学校体育館のステージのたわみや床の傾きをウレタン樹脂を使用して短工期で修正する工事です。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

①主要な営業所

本社	神奈川県川崎市

②使用人の状況

使用人数	47名	（前事業年度末比 4名増）
平均年齢	37.7歳	
平均勤続年数	8.1年	

(7) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2．株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　5,197,600株

（2）発行済株式の総数　1,404,400株

（3）当事業年度末の株主数　522名

（4）上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
松藤　展和	772,900 株	55.03 %
アクアプレコン株式会社	150,000 株	10.68 %
松藤　真弓	60,000 株	4.27 %
松藤　花梨	60,000 株	4.27 %
松藤　南輝	60,000 株	4.27 %
小川　由晃	28,400 株	2.02 %
前山　満	20,300 株	1.44 %
飯塚　朋子	16,000 株	1.13 %
千家　道恵	15,600 株	1.11 %
渡部　裕之	14,200 株	1.01 %

（注）持株比率は自己株式（87株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の処分については、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うこととしております。

当社の剰余金の配当は年１回の期末配当を基本として考えており、第22期事業年度の配当につきましては、１株当たり25円としております。この結果、第22期事業年度の配当性向は14.4%となっております。

また、内部留保資金の使途につきましては、日々刻々と変化する事業環境に対応し得る企業体質の強化を図るとともに、持続的な成長を実現するための研究開発や競争力の強化及び市場のニーズに応える体制の整備及び確立に向け有効活用してまいる所存であります。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

5．会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

6．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
松藤　展和	代表取締役社長	
川口　宏二	取締役 営業本部　本部長	
和田　進一	取締役 管理本部　本部長	
桑田　　豪	取締役	一級建築士事務所 桑田豪建築設計事務所 代表
大内　　祐	取締役	大内公認会計士事務所 代表
飯塚　朋子	常勤監査役	
江間　哲郎	監査役	
俣野　和仁	監査役	俣野公認会計士事務所 代表 Blue Works Group株式会社 代表取締役 税理士法人Blue Works Tax 代表社員 Blue Works Accounting株式会社 代表取締役 南富士有限責任監査法人 代表社員

（注１）取締役桑田豪氏及び取締役大内祐氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

（注２）常勤監査役飯塚朋子氏、監査役江間哲郎氏及び監査役俣野和仁氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

（注３）常勤監査役飯塚朋子氏は、司法書士（有資格者）として企業法務に精通しており、専門的な知見を有するものであります。

監査役江間哲郎氏は、会計事務所において長きにわたって会計コンサルタント業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役俣野和仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（注４）取締役桑田豪氏、取締役大内祐氏、常勤監査役飯塚朋子氏、監査役江間哲郎氏、監査役俣野和仁氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役桑田豪氏及び大内祐氏並びに社外監査役飯塚朋子氏、江間哲郎氏及び俣野和仁氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役全員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社「役員報酬規程」に定めております。

取締役の報酬等につきましては、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、職責や役位に応じて支給することとしております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法は、業績及び今後の見通し並びに各取締役の業務執行状況を勘案し、配分方法の取り扱いを取締役会で協議した上で、決定しております。当事業年度におきましては、2024年４月25日開催の臨時取締役会にて、2024年５月１日からの各取締役報酬額につき、各取締役の担当に照らして、全社及び部門別の業績達成度と役割達成度を俯瞰的に評価できると判断し、代表取締役社長松藤展和に一任することを決議し、決定いたしました。

また当社は、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年4月25日開催の第20回定時株主総会において、上記報酬額とは別に、譲渡制限付株式報酬制度について決議しております。当事業年度においては、交付はありません。

監査役の報酬等につきましては、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。当事業年度におきましては、2024年４月25日監査役の協議により決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	78,425 (4,800)	76,800 (4,800)	—	1,625 (—)	5 (2)
監査役 （うち社外監査役）	12,270 (12,270)	12,270 (12,270)	—	—	3 (3)
合計 （うち社外役員）	90,695 (17,070)	89,070 (17,070)	—	1,625 (—)	8 (5)

（注１）取締役の報酬限度額は、2018年７月４日開催の臨時株主総会において、年額金200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は１名）であります。

また、金銭報酬とは別に、2023年４月25日開催の第20回定時株主総会において、譲渡制限株式報酬の額として年額25,000千円以内、株式数の上限を年20,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は３名（社外取締役を除く）であります。

監査役の報酬限度額は、2018年７月４日開催の臨時株主総会において、年額金50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役は３名）であります。

（注２）非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度の費用計上額は、取締役３名1,625千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

重要な兼職の状況については「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	桑田　豪	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、議長として、取締役会の意思決定における妥当性・適法性の確保に努めております。また、研究開発プロジェクト等について建築設計の専門家としての立場から発言を行っております。
取締役	大内　祐	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、取締役会の意思決定における妥当性・適法性の確保に努めております。また、財務及び会計について公認会計士としての立場から発言を行っております。
監査役	飯塚　朋子	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会13回中13回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性･適法性を確保するための提言及び議案審議の疑問点を明らかにするための発言を行っております。
監査役	江間　哲郎	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会13回中13回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性･適法性を確保するための提言及び議案審議の疑問点を明らかにするための発言を行っております。
監査役	俣野　和仁	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会13回中13回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性･適法性を確保するための提言及び議案審査の疑問点を明らかにするための発言を行っております。

なお、取締役会の実効性向上の一環として、社外役員連絡会を月に１回程度開催し、社外役員の当社についての理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てました。

7．会計監査人に関する事項

（1）当社の会計監査人の名称　　みおぎ監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　16,000千円

（注１）当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（注２）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

8．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。

②文書管理部署たる管理部は、取締役の職務の執行に必要な文書などの情報については、常時情報開示・提供できるよう検索可能な方法で保存・管理する。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。経営会議がリスク管理活動を統轄する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①重要な職務執行を適切かつ効率的に行うため経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会が決定した方針及び指示を社内に伝達する。

②職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(4) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①役職員が共有すべき「経営理念」、「経営方針」、「クレド」を制定し、法令等の遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。

②取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」を始めとする社内諸規程に従い、重要事項を決定するとともに、法令等遵守の状況に関する報告体制を確立する。

③「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を定め、管理部を統括部署として、経営会議が適切に運用することにより危機管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る。

④社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規定の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

⑤財務に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制の充実を図る。

⑥社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察などの外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。全役職員の行動規範として「反社会的勢力対応規程」を制定して徹底を図る。

⑦法令・定款・社内諸規定に違反する行為を発見して是正することを目的に、社内に内部通報窓口を設けるとともに、社外窓口も設置する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

②当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役が行う。

(6) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

①取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

②監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。

・監査役から要請のあった全ての会計に関する情報

・監査役から要請のあった全ての業務に関する情報

③取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、又はそのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとする。

(8) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することにする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。

②監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

③監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性を確保する。

9．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づいて以下のとおり具体的な取り組みを行いました。

(1) 取締役会は、原則月１回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の業務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全ての取締役会に出席しております。

(2) 監査役は、原則月１回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び内部監査室、監査法人との間で意見交換を実施するなど、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しております。

貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,442,564	流動負債	248,379
現金預金	1,073,465	工事未払金	30,477
受取手形	9,089	リース債務	2,335
完成工事未収入金	226,072	未払金	11,706
及び契約資産		未払費用	45,569
有価証券	100,000	未払配当金	53
未成工事支出金	6	未払法人税等	101,108
材料貯蔵品	15,744	未払消費税等	53,292
前払費用	15,400	預り金	3,835
その他	2,785	固定負債	5,315
固定資産	350,196	リース債務	5,315
有形固定資産	21,830	負債合計	253,694
建物・構築物	2,021	(純資産の部)	
機械・運搬具	8,064	株主資本	1,514,352
工具器具・備品	5,345	資本金	73,250
リース資産	6,398	資本剰余金	105,860
無形固定資産	192	資本準備金	105,860
ソフトウェア	192	利益剰余金	1,335,367
投資その他の資産	328,173	利益準備金	1,890
投資有価証券	257,858	その他利益剰余金	1,333,477
長期前払費用	4,188	別途積立金	6,000
差入保証金	19,333	繰越利益剰余金	1,327,477
保険積立金	30,058	自己株式	△124
繰延税金資産	16,656	評価・換算差額等	24,712
その他	79	その他有価証券評価差額金	24,712
資産合計	1,792,760	純資産合計	1,539,065
		負債・純資産合計	1,792,760

損　益　計　算　書

(自　2024年2月1日　至　2025年1月31日)

(単位:千円)

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	1,192,031	
兼業事業売上高	2,750	1,194,781
売上原価		
完成工事原価		440,319
売上総利益		
完成工事総利益	751,712	
兼業事業総利益	2,750	754,462
販売費及び一般管理費		422,573
営業利益		331,888
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,895	
投資有価証券売却益	1,476	
助成金収入	264	
その他	72	7,708
営業外費用		
支払利息	494	
支払手数料	1,327	
その他	126	1,948
経常利益		337,649
税引前当期純利益		337,649
法人税、住民税及び事業税	115,156	
法人税等調整額	△22,029	93,127
当期純利益		244,521

株主資本等変動計算書

(自　2024年2月1日　至　2025年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	73,250	105,860	105,860	1,890	6,000	1,096,998	1,104,888	△124	1,283,874
当期変動額									
剰余金の配当						△14,043	△14,043		△14,043
当期純利益						244,521	244,521		244,521
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	230,478	230,478	―	230,478
当期末残高	73,250	105,860	105,860	1,890	6,000	1,327,477	1,335,367	△124	1,514,352

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,338	5,338	1,289,212
当期変動額			
剰余金の配当			△14,043
当期純利益			244,521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,374	19,374	19,374
当期変動額合計	19,374	19,374	249,852
当期末残高	24,712	24,712	1,539,065

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）
材料貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。（ただし、2016年４月１日以後取得の建物附属設備については、定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	８年～10年
機械・運搬具	２年～12年
工具器具・備品	２年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、主なリース期間は５年です。

(3) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当社は、主に沈下修正工事を行っております。それらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の進捗度に応じて収益認識をしております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記（重要な会計上の見積り）
該当事項はありません。

3．貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額　175,278千円

(2) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	9,089千円
完成工事未収入金	226,072千円
契約資産	―千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,404,400 株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式　87 株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年4月25日定時株主総会	普通株式	14,043	10	2024年1月31日	2024年4月26日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年4月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,107	25	2025年1月31日	2025年4月28日

③当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払賞与、資産除去債務及び株式報酬費用であります。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画に照らして、必要資金に不足がある場合、銀行借入により調達しております。投資目的及び満期保有目的での有価証券にて資金運用するにあたっては、運用枠を設定し、通常の資金繰りを圧迫することのないよう投資を行っております。

なお、デリバティブ取引は、一時的な余資の効率的な運用を図るために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年１月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	99,943	△57
②投資有価証券			
その他有価証券	257,858	257,858	―
資産計	357,858	357,801	△57

(注)「現金預金」、「完成工事未収入金及び契約資産」、「工事未払金」及び「未払金」については、現金及び短期間に決済がされるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	32,210	—	—	32,210
投資信託	—	225,648	—	225,648
資産計	32,210	225,648	—	257,858

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	99,943	—	99,943
資産計	—	99,943	—	99,943

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。

投資信託は、取引金融機関から提示された価格により評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

社債は、取引金融機関から提示された価格により評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

7．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	民間事業	公共事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	1,069,296	94,924	1,164,220
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,750	27,811	30,561
顧客との契約から生じる収益	1,072,046	122,735	1,194,781
外部顧客への売上	1,072,046	122,735	1,194,781

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	69,101	235,161
契約資産	47,808	―
契約負債	2,750	―

契約資産は、工事請負契約に基づき充足した履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、流動負債の「未成工事受入金」及び「前受金」に含まれており、工事請負契約における顧客からの未成工事受入金及びノウハウライセンス契約における役務収益であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当事業年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額に重要なものはありません。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。なお、当事業年度末においては残存履行義務に配分した取引価格の総額はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,095円96銭
１株当たり当期純利益	174円12銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

金額に関しては千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年３月21日

アップコン株式会社
取 締 役 会 御 中

み お ぎ 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	山田　将文
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高野　将一

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アップコン株式会社の２０２４年２月１日から２０２５年１月３１日までの第２２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月21日

アップコン株式会社　監査役会

常勤社外監査役　飯塚　朋子　㊞

社外監査役　江間　哲郎　㊞

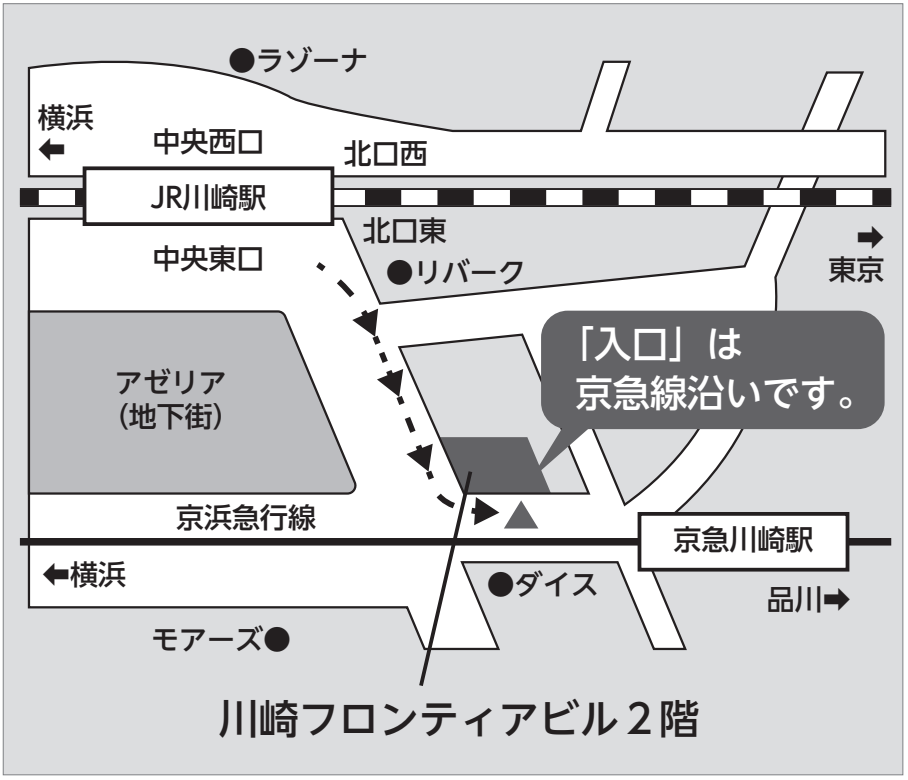
社外監査役　俣野　和仁　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場

川崎市川崎区駅前本町11－2
川崎フロンティアビル２階



UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。